

介護職員処遇改善加算等に対する対応

職員各位

社会福祉法人湯寿会

令和4年6月分のみから介護職員処遇改善加算（I）及び介護職員等特定処遇改善加算について、当法人の対応を下記のとおりと致しますので、ご理解をお願い致します。

記

1 介護職員処遇改善加算の支給方法について

- (1) 昇給 介護職員対象の昇給分
- (2) 特殊業務手当等の増額分
- (3) 夜勤手当の増額分
- (4) 休日勤務手当

昇給は各年度の事業実績（予算）、世間水準、物価水準等を勘案し毎年法人が決定します。介護職員以外に対しても、昇給は同様に行います。

2 介護職員等特定処遇改善加算の支給方法について

	適応者 (常勤職員)	支給金額（予定額）		
		毎月 【R4.6～R5.5】	一時金 【R5.5】	合計
A	介護職 介護福祉士資格保持者	11,000 円/月	79,200 円	211,200 円
B	介護職 A以外の職員	8,800 円/月	63,360 円	168,960 円
C	その他職種 年収見込が 430 万以下の職員	4,400 円/月	31,680 円	84,480 円

※受給者の労働日数によって支給金額は異なります。また、一時金は適応者全体の労働日数や労働者数によって増減します。

1 及び 2 の加算額（収入額）は各サービスの稼働や加算の取得状況等によって増減しますので、調整が必要な場合には一時金などを支給する場合があります。